

議案第 31 号

宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年（2018 年）2 月 14 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例の一部を改正
する条例

宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例（平成 15 年条例第
34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「から第 4 項まで」を「及び第 3 項」に、「ホテル営業、旅館営業」
を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、旅館業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 84 号）附則第 1 条
本文の政令で定める日（平成 30 年 6 月 15 日）から施行する。